

令和4年度鳥獣被害防止柵設置要望調査について

国による鳥獣被害対策で、鳥獣被害防止柵を自力施工で設置する場合、資材費への定額補助が可能な制度が予定されております。(4年度予算請求予定)

以下の採択要件等がありますが、鳥獣被害の対策に取り組む意向がある方は、別紙の要望調査票等に記入し、期限までに提出してください。

1. 国・県が予算の配分をするため、すべての要望箇所で実施できるとは限りません。
なお、場合によっては、鳥獣被害防止柵の配布順位を抽選により決定することがあります。
 2. 事業に関する主な要件
 - ① 現に耕作している農地の農作物に被害を受けており、受益農家戸数3戸以上で取り組み、地区ごとに管理等も共同で出来る箇所。(※受益者＝農家であり何らかの利益を受ける者。)
 - ② 鳥獣被害防止柵の耐用年数(14年間)の期間は管理でき、施工地内に耕作放棄地を作らないこと。
 - ③ 協議会の指示通りに施工し、期限内に設置完了できること。
- ※ 国の補助事業ですので、会計検査の対象になります。管理等が悪く指摘を受けた場合は、補助された金額相当の返還もありますので、ご注意ください。

3. 補助対象

- ※ 川崎町鳥獣被害防止対策協議会より資材のみの補助(貸与)になります。
- ※ 設置は、受益農家の負担になります。

[補助が見込まれる鳥獣被害防止柵等]

獣種等	貸与される資材
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ柵・支柱・結束線・地際鋼管

※ 要望される方は、代表者を通じ、下記のとおり書類の提出をお願いします。

- 1 提出期限：令和3年度12月10日(金曜)まで(厳守)
- 2 提出書類：別紙1、別紙2、別紙2・1、別紙3
下記提出先又は町ホームページ内にあります。
- 3 提出先：川崎町役場農林振興課内 鳥獣被害防止対策協議会
☎72-3000 内線224